

※ 本資料の案内は、令和5年度予算の政府案を前提としたものであり、今後、国会の審議を経て変更がありうることに御留意ください。

令和5年度PFS支援制度について

令和5年1月20日
内閣府 成果連動型事業推進室

PFSの一層の普及を図るため、内閣府では、令和5年度においても引き続き、地方公共団体等に対して次のような支援を実施する予定です。

PFSに関する情報収集、事業実施を検討されている地方公共団体等におかれては、支援の内容及び募集スケジュールを確認の上、効果的な支援の活用を検討していただきますようお願いいたします。

1 職員研修等への講師派遣

PFSに関し、地方公共団体等の職員研修や庁内のPFS検討プロジェクトチームに対し、成果連動型事業推進室から講師を派遣します。
(<https://www8.cao.go.jp/pfs/koushi.html>)

2 専門家派遣事業

PFS事業の案件形成の過程にある地方公共団体に対し、事業案件組成に必要な成果評価や行政実務について専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣します。

3 案件形成支援事業（コンサル派遣）

令和6年度にPFS事業を実施することを検討している地方公共団体等に対し、事例構築を支援するため、内閣府が委託するコンサル事業者を派遣するものです。

採択件数；2件（予定）

4 成果連動型民間委託契約方式推進交付金

令和5年度からPFS事業を実施する地方公共団体等に対し、交付するものです。また、PFS事業の評価に関し、内閣府が委託する事業者の支援を受けることができます。

適用対象；【成果連動部分】

- ・補助率：2分の1・・・上限額：4,000万円
（但し、先導案件の場合、3分の2／上限額5,000万円）

【中間支援事業者の活用費用部分】（先導案件のみ）

- ・補助率：10分の10・・・上限額1,000万円または総事業費の1割の低い方

【ファイナンス部分】

- ・補助率：10分の10・・・上限額：500万円、SIBのみ

募集期間；令和5年2月～3月（予定）

5 官民ニーズ・シーズリストの作成、公表

P F S 事業組成に関心のある地方公共団体が抱える社会課題（ニーズ）と当該社会課題の解決のためのノウハウを持つ民間事業者（シーズ）についてリスト化し、ポータルサイトで公表します。

<問合せ先>

内閣府成果連動型事業推進室<前田、西嶋、信崎>

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8 号館 12 階

T E L : 03-6257-1168 (直通) F A X : 03-3581-0953

問合せフォーム : <https://form.cao.go.jp/keizai2/opinion-0008.html>